

楽器レンタル「Wintal(ウインタル)」申込書兼契約書

ウインタル契約条項に基づき、下記の通り申込みます。(下記太線内のみご記入ください)

契約は、株式会社フジクラ楽器(以下乙という)が審査し、甲の申込みを受諾した日より成立します。

申込者(甲)	カード会社	<input type="checkbox"/> VISA <input type="checkbox"/> MasterCard <input type="checkbox"/> JCB <input type="checkbox"/> AMERICAN EXPRESS			有効期限	年 月 日	
	カード番号 <small>※左詰め</small>				カード名義 <small>※ローマ字</small>		
	フリガナ氏名			性別	生年月日	西暦 年 月 日
	フリガナ現住所	〒 - 都道府県			男・女	使用者との続柄	※同居親族に限ります <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 親 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> 叔父叔母
	電話番号	市外局番()	-	携帯番号	()	-	
	連絡先メールアドレス	←連絡は原則メールで行います。携帯アドレスの方は @wintal.jp からのメールを指定受信設定にしてください					
	学校・団体名 <small>申込者=使用者の場合記入</small>				楽器使用目的 <small>申込者=使用者の場合記入</small>	<input type="checkbox"/> 部活 <input type="checkbox"/> レッスン <input type="checkbox"/> 趣味 <input type="checkbox"/> イベント <input type="checkbox"/> 撮影 <input type="checkbox"/> 自宅練習 <input type="checkbox"/> その他()	

▼申込者と使用者が異なる場合にご記入ください(使用者は契約者と同一世帯にお住まいのご親族に限ります)

使用者	フリガナ氏名			性別	生年月日	西暦 年 月 日
	携帯番号	()	-	楽器使用目的	<input type="checkbox"/> 部活 <input type="checkbox"/> レッスン <input type="checkbox"/> 趣味 <input type="checkbox"/> イベント <input type="checkbox"/> 撮影 <input type="checkbox"/> 自宅練習 <input type="checkbox"/> その他()		
	連絡先メールアドレス	←連絡は原則メールで行います。携帯アドレスの方は @wintal.jp からのメールを指定受信設定にしてください					

▼お届け先が住所と異なる場合はご記入ください(申込者の勤務先)に限り指定が可能です。営業所止置きや第三者宅には発送できません。申込者ご本人がお受け取りください)

※在籍証明(名刺等、コピー可)が必要です。頂けない場合はご利用できません。

直送先	フリガナ届先宛名			住所	〒 - 市区町村	電話番号	()

物件	レンタル楽器名	レンタル料金(税抜)		月額	円	レンタル返却予定(自動延長されます)	年 月 日頃
	楽器受け取り方法	<input type="checkbox"/> 配送 <small>送料がかかります</small>	レンタル開始希望 <input type="checkbox"/> をお付けください	用事が出来次第即(最短) / 月	日引渡し希望(契約書到着後3日以降で指定)	《緊急連絡先》 <input type="checkbox"/> 契約者自宅 <input type="checkbox"/> 契約者携帯 <input type="checkbox"/> 契約者メール <input type="checkbox"/> 直送先 <input type="checkbox"/> 使用者電話 <input type="checkbox"/> 使用者メール <input type="checkbox"/> その他()	
	<input type="checkbox"/> 店頭	配達時間指定 <input type="checkbox"/> をお付けください	時間指定なし / 午前中 / 14:00-16:00 / 16:00-18:00 / 18:00-20:00 / 19:00-21:00	※トロンボーン・ユーフォは時間指定不可			

↓以下弊社記入欄

※初回のみ楽器レンタル料に管理事務手数料2,500円(税抜)が加算されます(配送の場合は送料を加算いたします)

契約番号	1	0	0	契約日	年 月 日	レンタル開始日 <small>※到着予定日</small>	月 日
月額レンタル料(税抜)	円	管理事務手数料(税抜)	2,500円	配送料(片道・税抜)	円	消費税	円
初回引落金額(税込)	円						
レンタル品返却日	年 月 日	レンタル期間	ヶ月	管理番号	-	-	-
付属品 <small>※要返却</small>	<input type="checkbox"/> マウスピース() <input type="checkbox"/> リガチャー() <input type="checkbox"/> マウスピースキャップ <input type="checkbox"/> 楽器用ネックストラップ <input type="checkbox"/> クリーニングロッド <input type="checkbox"/> ケース <input type="checkbox"/> ケース肩ひも(本) <input type="checkbox"/> 取扱説明書 <input type="checkbox"/> 梱包箱 <input type="checkbox"/> エンドプラグ <input type="checkbox"/> その他()						
申込者確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳 <input type="checkbox"/> その他()					学生証 <small>※使用者</small>	NO.
返却状態	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 不良(修理代不要) <input type="checkbox"/> 修理代請求(円) ※修理内容は下部記入						

- (1) レンタル料金は国内発行のクレジットカードでの決済となります。クレジットカードが無効になった場合、契約解除となり未払金額を全て一括でお支払いいただけます。
- (2) 配送ご利用の場合、梱包箱は返却時にご使用いただくため保管しておいてください。なお梱包箱毀損・紛失の際は1つにつき1,000円(税抜)を申し受けます。
- (3) レンタル品返却の際は、貸出時付属品(消耗品を除く)をすべてご返却ください。不足・紛失については弁償していただきます。
- (4) レンタル開始は、レンタル品引渡し日(配送の場合はレンタル品到着日)の月からとさせていただきます。レンタル料金は1ヶ月単位で計算し日割り計算を致しません。
- (5) 当月末までのご利用で1ヶ月のレンタルと計算いたします。月途中から(1ヶ月未満)のレンタルでもレンタル開始月1ヶ月分のレンタル料を申し受けます。
- (6) レンタル契約が成立した日以降のキャンセルは、管理事務手数料2,500円(税抜)および1ヶ月分のレンタル料を申し受けます。
- (7) 日常のメンテナンスはお客様でお願いいたします。なお、お客様の過失、お手入れ不足などによる修理・調整費につきましてはお客様のご負担になります。(通常使用での破損、消耗品の交換、調整などは保守サービスとさせていただきます。)
- (8) 契約書記載の内容(クレジットカード期限・住所・電話番号・メールアドレス等)に変更があった場合は速やかに株式会社フジクラ楽器(TEL048-521-1284)にご連絡ください。

受付	楽器点検日	楽器点検者	有効性番号	返却受付	引落停止処理
			初回決済番号		
			送料決済番号		
			自動課金番号		
楽器受取サイン	修理箇所	備考			

(乙)株式会社フジクラ楽器
代表取締役 藤倉久典
〒360-0816 埼玉県熊谷市石原3-199-1
TEL048-521-1284 FAX048-524-1274

《契約書送付先》
株式会社フジクラ楽器
埼玉県熊谷市石原3-199-1

ウイタル契約条項

申込者（以下「甲」とする）と株式会社フジクラ楽器（以下「乙」とする）は、甲が本申込みにて指定する物件（以下「本物件」とする）につき、以下のとおりレンタル契約（以下「本契約」とする）を締結します。

第1条（目的）

乙は甲に対して、本物件をレンタル（賃貸）し、甲はこれを借り受けます。

第2条（用語）

本契約で用いる用語の意義は、次のとおりとします。

- 「本件レンタル料」とは、申込書記載のレンタル料をいいます。
- 「本件所定期間」とは、乙の作成に係る料金表及びインターネット上の申込画面に記載されているレンタル期間をいいます。
- 「本件レンタル期間」とは、本件所定期間の範囲内で、甲が指定し申込をした期間であり、本件レンタル料の発生する期間をいいます。
- 「本件管理事務手数料」とは、申込書記載の管理事務手数料をいいます。
- 「本件キャンセル料」とは、申込書記載のキャンセル料をいいます。

第3条（本契約の成立）

- 本契約は、甲が乙の指定する日本国内発行のクレジットカードをレンタル料の決済に使用することを条件とします。
- 本契約は、乙が甲に対し契約の受託をした日より成立します。
- 甲は、本物件の引き渡しを受けた日より、本契約に従って本物件を使用することができます。

第4条（本物件の引き渡し及び検収）

- 甲が店頭受取を選択した場合、乙は甲に対して、本物件を乙舗において引渡します。
- 甲がお客様宅配送を選択した場合、乙は甲に対して、本物件を甲の住所に配送して引渡します。

甲は、乙から本物件の引渡しを受けた後検収し、本物件に瑕疵があった場合、乙に2日以内に通知するものとします。かかる通知がなされなかった場合、本物件は正常な状態で甲に引渡されたものとみなします

第5条（担保責任）

乙は甲に対して、引渡し時において本物件が正常な性能を備えていることのみを担保し、本物件の商品性及び甲の使用目的への適合性については担保しません。

第6条（レンタル期間開始日）

- 本件レンタル期間は、甲が乙より引渡しを受けたを開始日とします。
- 甲が店頭引渡しを選択し、乙が開始希望日に合わせて楽器を準備したにもかかわらず甲の都合で月内に引渡しができない場合、引渡しの有無に拘わらず乙が本物件の引渡し用意ができた日を開始日とします。
- 甲がお客様宅配送を選択した場合、本件レンタル期間は、本物件発送日の2日後を開始日とします。但し本物件に瑕疵があった場合、引渡し日を開始日とします。
- 開始日の当該月を本件レンタル期間開始とし1ヶ月単位で、日割り計算はいたしません。

第7条（レンタル料）

甲は、乙に対して、本件レンタル期間中、本件レンタル料を毎月支払うものとし、その支払方法は、甲本人名義の乙が指定する日本国内発行のクレジットカードによる決済とします。

第8条（管理事務手数料）

甲は、乙に対し、本件管理事務手数料を支払うものとし、その支払方法は第7条に準じ、本件レンタル開始月の本件レンタル料と合わせて決済するものとします。

第9条（本物件の使用保管）

- 甲は、本物件を日本国内で使用し国外には持ち出さないものとします。
- 本物件の使用者は甲及び甲の親族に限ります。また、本物件は乙の承諾無く、業務用として使用することはできません。
- 甲は、本物件を善良な管理者の注意を持って使用・保管し、これに要する消耗品・通常メンテナンス等の諸費用を負担するものとします。
- 甲は、本物件の転貸、占有者の変更、改造はできません。
- 甲が物件をレンタル中に物件自体またはその設置、保管、使用によって第三者に与えた損害については、甲がこれを賠償し乙は一切責任を負いません。

第10条（本物件の譲渡等の禁止）

- 甲は、本物件を第三者に譲渡することはできません。また、本物件について質権、抵当権及び讓渡担保権その他一切の権利を設定できません。
- 甲は、本物件について他から強制執行その他法律的、事実的侵害がないよう本契約書を提示するなどし、保全するとともに、もしそのような事態が発生したときは、乙へ通知し、かつ速やかにその事態を解消させます。
- 前項の場合において、乙が必要な措置をとったときは、甲は乙の支払った一切の費用を負担するものとします。

第11条（本物件の滅失、毀損、免責）

甲が本物件を滅失（所有権の侵害を含む）、毀損した場合は、甲は、乙に対し、代替物件の購入代価または本物件の修理代とし乙が定めた金額を損害賠償として支払います。この場合、銀行振込またはクレジットカードより直ちに支払うものとします。通常使用に基づく消耗等による故障は損害賠償の対象で第12条に基づき保守サービス対応とします。

第12条（保守サービス）

- 乙は、甲に対して、甲の責に帰すべからざる事由により、本件レンタル期間中に、本物件に性能的障害が発生した場合、乙の選択により無償にて修理し、もしくは物件を取り替えます。但し、甲または使用者の過失

による場合は有償とします。（宅配便を用いる場合、その送料は甲が負担します。）

- 前項により甲が物件を使用できない期間があったとしても、本件レンタル期間は延長されず、また、甲はその期間の本件レンタル料を支払います。

第13条（レンタル期間開始前解約）

- 本契約が成立した日以降、甲の都合により本件レンタル期間開始前に解約する場合、甲は、乙に対し、解約の通知をするとともに、乙に管理事務手数料及びキャンセル手数料を支払うものとします。
- 乙が甲へ通知した物件引渡可能日より2週間を経過しても、甲が本物件の引取らない場合、乙は、本契約を解除することができ、この場合も甲は乙に本件管理事務手数料及び本件キャンセル料を支払います。（店頭引渡しの場合のみ）

第14条（契約の解除）

甲に次のいずれか一つに該当することが発生した場合には、乙は何らの催告なく、本契約を解除することができます。但し、乙の甲に対する損害賠償の請求は妨げられません。

- 甲が本件レンタル料の支払手段として使用したクレジットカードが無効となったとき。
- 甲が本契約条項の一つでも違反したとき。またはその恐れがあるとき。
- 甲に破産、民事再生手続、その他これに類する申立てがあったとき。
- 甲が本件レンタル料その他の支払いを1回でも遅滞したとき。
- 甲が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業従業員、その他反社会的勢力に該当するか、これらと関係を有する者であることが判明したとき。

第15条（期限の利益の喪失）

前条の場合において、甲は未払レンタル料、その他一切の金銭債務全額の支払いにつき期限の利益を喪失し、乙に対して直ちに支払いをします。損害賠償として支払います。

第16条（本物件の返却と本契約の終了）

甲は本物件につき毎月末日（当該日が休業日の場合は翌営業日）までに乙が指定した場所へ返却された場合、当月までのレンタルとし、その返却をもって契約を終了とします。（宅配便を用いる場合は末日までに乙の指定場所へ到着していること）

ただし、乙の都合で返却期限が延長・変更された場合はこの限りではありません。

- 甲は本物件を返却する際、その送料は甲が負担します。

- 甲から本物件が返却されない限り、レンタル期間は自動的に延長されませんが、3ヶ月を上限といたします。

第17条（支払遅延損害金）

甲が本契約に基づき発生する金銭債務の履行を遅延した場合は、乙に対して、未払月の1日より完済の日まで、年率14.6%の割合による支払遅延損害金を該月のレンタル料に加算し支払います。また甲に対する乙の督促事務手数料として1回あたり1,000円を甲は乙に支払うものとします。

第18条（個人情報の収集・利用・提供および登録に関する同意）

甲は、申込み時に甲が記入する属性等の情報（以下「個人情報」という）の利用・提供および登録に関し、以下の内容に同意いたします。

- 乙が、本契約条項に基づく与信業務（途上与信を含む）および債権管理業務等のため、乙がそれら業務を委託する決済代行会社（以下「決済代行会社」）に個人情報を供与すること。
- 乙もしくは決済代行会社が本契約条項に係る取引上の判断にあたり、甲の支払能力の調査のため、当該機関に照会し、甲の個人情報が登録されている場合には、それを利用すること。
- 乙が、甲や使用者に対して情報提供や営業案内等に利用すること。
- 個人情報に関して適用される法令、規範を遵守するものとします。

第19条（公租公課）

- 甲は、本契約に基づく本件レンタル料及びその他の費用について、消費税額を付加して乙に支払います。
- 甲は本契約期間の途中において、本契約に基づく本件レンタル料及びその他の費用について新たに公租公課が課された場合、または公租公課（消費税等を含む）が変更された場合、その公租公課額または増額分を付加して乙に支払います。

第20条（管轄裁判所）

甲及び乙は、この契約に関する全ての係争につき、さいたま地方裁判所または熊谷簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

第21条（附則）

本契約の定めその他、本契約に付随する詳細条件や個別の注意事項（申込書等）も本契約の一部を構成し、本契約としての効力を有するものとします。

以上の契約条項に同意します。

年 月 日

(甲) 申込者署名 _____ 印
(カード名義人)

レンタルの注意事項

(必ずお読みください。契約書受領の時点で全て了承済みと判断いたします。)

◆ レンタル期間の計算は月単位です

月の途中からレンタルされた場合も、月末までの返却で1ヶ月分(貸出開始月)のレンタル料金を頂戴いたします。月をまたぎ返却されますと翌月分の料金が発生いたします

(※例 :3月15日レンタル開始→4月14日返却の場合 3月分+4月分=2ヶ月分のレンタル代金が発生)

◆ レンタル料金の支払いはクレジットカードです

クレジットカード以外の支払いはできません。カードの審査が通らなかった場合はレンタルができません。引落日についてはカード会社により異なります。カード会社からの請求書をご覧いただくか直接カード会社にお問い合わせください。弊社ではレンタル月内に決済処理をいたしております。(5月分のレンタル料は5月に処理)

※デビットカードは利用できません。

◆ 楽器の使用者は申込者ご本人もしくは同居しているご親族に限ります

万が一第三者への貸与がわかった場合には即時契約を解除させていただきます。

◆ 修理にかかる費用はお客様にご負担いただきます

通常使用においての点検調整費・消耗部品の交換費用は「管理事務手数料」に含まれますが、お手入れ不足や過失が原因の修理費用は全額お客様にご負担いただきますので取り扱いにはご注意ください。(落下による変形や凹み/オイルを挿さないことによるピストン固着等が多くなっております)

—— 配送の場合 ——

◆ 配送にかかる送料はお客様にご負担いただきます。弊社から送る際の送料は初回クレジットカードからレンタル料金と共に引き落とします。返却の際はお客様が元払いでお送りください。

契約書チェック 以下のものを一緒にご郵送ください

- 契約書 1枚目 契約書 2枚目 (契約条項) 申込者 (カード名義人) の身分証 (現住所欄必須) のコピー
- 使用者の学生証のコピー (学割使用时) ※義務教育課程は保険証可

▼ 最終確認事項 ▼

- 押印は2箇所です。1枚目(契約書) :氏名横、(2枚目 契約条項) 右下署名横に印は押してありますか？
- 身分証のコピーは氏名欄と住所欄(現在の住所が記載してある)が必要です。両方コピーしましたか？
- 契約書に記入した [現住所] は身分証の住所と同一ですか？ (異なる場合はレンタルできません)

全ての書類を同封の上、郵送でお送りいただくか、店頭までご持参ください。

宛名シート → →

(契約書をご郵送される場合は

印刷し点線から切り取り、封筒宛名部に貼りご郵送ください)

※封筒裏面にはお客様のご住所・お名前を必ずご記入ください

3 6 0 - 0 8 1 6

埼玉県熊谷市石原 3 - 1 9 9 - 1

(株) フジクラ楽器
ウイタル事業部 行